

令和元年第4回岐阜県議会定例会提出議案（追加分）

（令和元年10月2日）

議第135号 岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：警察本部運転免許課]

1 道路交通法施行令の一部改正に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行う。

(1) システム障害など公安委員会側の事情により運転免許証の更新を受けることができず、やむを得ず免許が失効した場合の運転免許試験手数料及び運転免許証交付手数料の額を、次のとおり定める。

| 手数料の名称 | 単 位 | 手数料の額 |
|------------|-------|--------|
| 運転免許試験手数料 | 1件につき | 800円 |
| 運転免許証交付手数料 | 1通につき | 1,700円 |

(2) 運転免許証再交付手数料の額を次のとおり改定する。

【改定前】 1通につき 3,500円

【改定後】 1通につき 2,250円

2 その他所要の規定の整理を行う。

（令和元年12月1日から施行）